

えひめ共済会館 宴会・催事規約

当会館では、宴会又は催し物（以下「宴会等」という。）に関するご契約並びに宴会場及び会議場（以下「宴会場等」という。）の利用については、以下のとおり定めていますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

1 お取り決めの範囲について

当会館が、お客様との間で締結する宴会等に関する契約及び宴会場等の利用については、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、関係法令又は一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

2 契約の申込みについて

当会館に、宴会等の契約の申込みをしようとする方は、次に掲げる事項を会館に申し出ていただきます。

- (1) 宴会等の主催者名、担当者氏名、住所及び電話番号。
- (2) 宴会等の開催年月日、開催時間及び出席予定者数。
- (3) 宴会等の内容。
- (4) その他当会館が必要と認める事項。

3 ご契約の成立について

宴会等の契約は、当会館が契約の申込内容を承諾し、「えひめ共済会館会議室利用申込書」を受領したときに成立するものとさせていただきます。

4 ご契約の締結拒否について

当会館は、次に掲げる場合において、宴会等の契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宴会等の契約を締結する方、又は宴会等に出席する利用客に次に該当する者がいるとき。
 - ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力。（以下「暴力団等」という。）
 - イ 暴力団等が事業活動を支配する法人及びその関係団体又は構成員。
 - ウ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員。
 - エ 法令又は公序良俗に反する行為をするおそれがあると判断される者。
- (2) 当会館の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (3) 当会館若しくは当会館の職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、或いは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (4) この宴会・催事規約に違反したとき。

5 お客様からのご契約の取消しについて

宴会等のご契約については、お客様から当会館に通知していただくことにより、お取り消しをすることができます。ただし、この場合は次に掲げるところにより取消料を申し受けます。又、当会館が手配済みのものについては、実費を申し受けます。

区 分	取消料の対象となる場合	取 消 料
会 議	ご利用日の 1 か月前以降に取消しをされたとき。	会議室使用料相当額
宴 会	ご利用日の 2 日前以降に取消しをされたとき。	料理代金の 50%

6 当会館からのご契約の取消しについて

当会館は、次に掲げる場合において、宴会等のご契約を解除させていただきます。

- (1) 宴会等の契約を締結した方又は宴会等に出席する利用客に次に該当する者がいるとき。
 - ア 暴力団等。
 - イ 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又は構成員。
 - ウ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員。
 - エ 法令又は公序良俗に反する行為をするおそれがあると判断される者。
- (2) 当会館の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (3) 当会館若しくは当会館の職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、或いは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったことが明らかになったとき。
- (4) この宴会・催事規約に違反したとき。

7 宴会場等の利用時間と料金について

宴会場等の使用時間から終了までのご契約時間（以下「利用時間」という。）は、所定の会議室使用料金をお支払いただきますが、この利用時間を超過した場合は、追加料金を申し受けます。ただし、次の宴会場等の使用開始時刻との関連で利用時間の超過に応じられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 有料人数等の確認について

料理等を用意する人数（以下「有料人数」という。）を宴会等の開始日の2日前までに当会館の担当職員にご連絡ください。これ以降は、当会館において宴会等の手配がすべて完了いたしておりますので、宴会等の開催日にご出席された利用客の人数が有料人数を下回った場合でも有料人数分の料金を申し受けます。

9 直接、ご依頼の業者に対する説明について

当会館の了解のもとに、お客様が直接依頼された業者が行う諸事項（宴会等に関する装飾、余興等に使用する機器及び材料の搬入・搬出、看板等のサイズと取付け方法の決定等）につきましても、当会館の美観、動線等を考慮し、一定のルールのもとに実施していただくよう、当会館から当該業者の方々にご指示を申し上げますので、ご了承ください。

10 損害賠償について

お客様（お客様側のすべての関係者を含む。）及びお客様がご依頼された業者の方々は、当会館の設備、什器備品等を破損したり、損傷したりすることのないよう充分にご注意ください。

もし、当会館の設備、什器備品等を破損又は損傷をしてしまった場合は、速やかに当会館に申し出ていただくとともに、その修復に関して当会館からご指示を申し上げますので、その指示に沿って速やかに修理を行うか、又は損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

11 禁止事項について

次に掲げる事項は、当会館において禁止事項となっておりますので、ご遠慮願います。

- (1) 動物などペット類一般（盲導犬、聴導犬、介助犬その他法令等でこれらに該当する動物は除く）の持込み。
- (2) 発火又は引火性の物品の持込み。
- (3) 悪臭、異臭を発するものの持込み。
- (4) 賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- (5) 備品等の移動。
- (6) ご予約時の使用目的以外の利用。
- (7) その他法令で禁じられている行為。